令和７年度埼玉県障害者施策推進協議会

参考資料９

第３回ワーキングチーム（Ｃチーム）会議メモ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和8年1月21日（水）10：00～正午

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼玉県庁本庁舎１階福祉部会議室

参加者：岩崎会長（リーダー）、神本委員、田島委員、川津委員、林委員、亀岡委員

欠　席：菊池委員

他チーム参加者：下重委員（Ｂチーム）

傍聴者：なし

（事務局）

　それでは定刻になりましたので、始めさせていただきます。本日、第３回のワーキングＣチームとなります。

　よろしくお願いいたします。  
　配布資料の御確認をさせていただきます。

　～　資料確認　～

　それでは、本日の進行につきまして岩崎会長にお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

（岩崎会長）  
　よろしくお願いします。  
　まずは、前回のワーキングにおける質問に対し、教育局からの回答をまとめていただいた資料について、御紹介いただければと思います。

（事務局）  
　御説明させていただきます。

　ワーキングＣチームにていただきました御質問が２点あります。

　まず御質問①です。

　県内の特別支援学校で、重複障害児に対する教育体制がどのように整備されているか教えていただきたい。

　「身体・聴覚」、「身体・視覚」、「知的・聴覚」、「知的・視覚」、「視覚・聴覚」の別ごとに教育体制の内容が分かれば教えていただきたい、というものです。

　このことにつきまして、県の教育局特別支援教育課に確認いたしました。  
　回答を読み上げます。

　・　学校の申請に基づき、児童生徒の障害状況に応じ、保護者理解を得たうえで重複

　　障害学級対象者の認定を行っている。個々の生徒の状況に対応し適切な教育を実施

　　している。

　・　特別支援教育を担当する全ての教員がその基礎的な資格である特別支援学校教諭

　　免許状を保有することを目指し、免許法認定講習（教職課程を通さず、必要な単位を

　　修得できる制度）を実施している。

　　　※　免許状の取得には、小学校や中学校などの基礎免許状の他に、県教育委員会や

　　　　大学等が行う免許法認定講習で特別支援教育に関する科目少なくとも6単位の

　　　　修得と実務経験が必要。

　・　重複障害児、生徒の教育に関する講義（研修）を実施している。

　　※　本講義は、任意の申込制。

　　　○　実施方法は集合型対面の講義。

　　　○　講義内容は「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理

　　　　に関する内容」「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導

　　　　法に関する内容」

　　　〇　定員は、

　　　　R5　480名（４講座　科目名「重複障害・LD等教育総論」）

　　　　R6　480名（４講座　科目名「重複障害・発達領域教育総論」）

　　　　R7　550名（４講座　科目名「重複障害・発達領域教育総論」）

　　　○　本講義の修了者数を参考に聞きましたが、非公表とのことです

　続きまして、御質問②です。

　重複障害学級というものが設置されているのであれば、特別支援学校において、どれくらいの数があるのかカウントしていただき、教えていただきたい。

　このことにつきまして、県教育局県立学校人事課に確認をいたしました。

　回答を読み上げます。

　10（幼稚部）＋367（小学部）+194（中学部）+228（高等部）＝799学級

　（市立特支　１（小学部）＋２（中学部）＋１（高等部）計４学級を含む）

　　※　申し上げた数字は、令和７年５月１日時点のものです。

　　※　訪問学級については除いております。

　また、参考に特別支援学校の全体の学級数を御紹介させていただきます。  
　20（幼稚部）＋942（小学部）＋496（中学部）＋675（高等部）＝2,133学級になっております。

　また、市立特別支援学校の全体の学級数をご紹介します。

　28（小学部）＋16（中学部）＋22（高等部）＝66学級になっております。  
　合計すると2,199学級となります。

　回答は以上になります。

（岩崎会長）  
　ありがとうございました。今の回答について委員の皆様から何か質問等はありますか。

　～　特になし　～

　それでは、次第に移らさせていただきます。

　ワーキングＣチームにおける検討中の課題について、まず初めに、下重委員から共に育ち、共に並ぶ教育の推進について、御意見があると伺っております。

（下重委員）

　インクルーシブ教育に関して、障害者の現状と課題を取り組むべき課題に含めていただきたいです。

　これまでのワーキングチームでの議論の中で、障害に対する理解がないという意見が出されています。  
　そのことにより、不動産屋に行っても家を借りることができない。障害者の一般就労が進んでいない。企業は障害当事者とどう付き合うべきか暗中模索の状態であります。  
　それから、障害福祉等を担う人材不足が深刻です。制度があっても機能していないといった状況が生じています。  
　小さな時から一緒に学び育っていないと、大人になってから共生社会、と言っても難しいと思います。  
　交流や共同学習を意図的に作るという意見が出されていますが、日常的な付き合いがなければ理解は生まれません。地域で共に働き、暮らすことに繋がっていかないと考えます。  
　共生社会の実現を目指すためには、特別支援教育からインクルーシブ教育への移行は欠かすことができません。

　障害者権利条約について、2022年に統括所見が出されました。2029年には実施報告を出すことになっていますから、以下の意見を提出します。  
　①　通常学級での受け入れ体制の充実についてです。

　　　共に生きる社会の一員として存在するために、合理的配慮が求められている。  
　　　これは鹿児島県立短期大学田口康明教授が仰っていたことです。

　②　通常学級での取組を充実するために、県障害者施策推進協議会に義務教育指導

　　課、高校教育指導課の出席を求めます。子どもたちの居場所として、学校教育その

　　ものを問題にしていく必要があります。  
　③　県障害者支援計画中の用語解説の項目に、社会モデル、人権モデルを追加してくだ

　　さい。

（岩崎会長）

　今の御意見に関しては、常日頃から、下重委員がお考えになっていることも含まれていると思いますが、このことについて、委員の皆様から何か御意見はありますか。

（川津委員）  
　インクルシーブ教育についてですが、皆さんの御意見や、それぞれの団体によっても考え方があると思います。

　インクルーシブ教育について、私達の団体でも、もちろん反対ではありません。

　ただ、懸念事項がございます。  
　今、県の中で２つのろう学校、大宮と坂戸がございます。  
　インクルーシブ教育について、国の方でも方針が出されていますけれども、実際、蓋を開けてみますと、近所の小中学校において、聞こえない子ども達とコミュニケーションが出来るのかという不安がどうしても残るんですね。  
　聞こえる人であれば、例えば知的障害、身体障害の子どもの場合は十分にゆっくり話をする等ということで、コミュニケーションが何とかお互いに出来るかもしれない。コミュニケーションに関する配慮をお互いにし合うことが出来る可能性があると思いますが、聞こえない人の場合、どうしても手話が必要で、手話が分からない聞こえる人達の中に入って、コミュニケーションが果たして十分に出来るのか。

　では、筆談ならどうかといっても、聞こえない子ども達が筆談を十分に出来るのかどうか。筆談はそれはそれでいいのですが、十分に伝わるかどうかということが、やはり懸念が残ります。

　聞こえない人達は、手話では十分にコミュニケーションが出来ても、筆談に関しては非常に努力が必要であるということがあります。

　そうすると、どうしても情報量に差が出てきてしまう。その中で一緒に学べるのか、学習遅延ということが起きないかということが懸念です。  
　インクルーシブ教育をするのであれば、そういった環境整備をきちんとしていただきたいと思います。

　それであれば、私達ももちろん、諸手を挙げて賛成なのですが、どうしても環境整備に不安がある小中学校の中でインクルーシブ教育を実際に始めてしまうと、聞こえない子は中々通じ合えないのではないかと思いますので、その辺が見えないうちはどうしても不安です。

　そのため、はっきりとその点を解決していただきたいと思います。そうでないと諸手を挙げて賛成できませんので、十分な御審議をいただきたいと思います。

（岩崎会長）  
　ありがとうございます。それでは、今の御意見の感想を含めて何かある場合はどうぞ。

（亀岡委員）

　今、普通学級にいる知的障害のない発達障害の子ども達も、やはり、一緒に過ごしたり、学んだりする等の支援が足りておらず、知的障害が無いにもかかわらず普通学級に在籍できずに支援級に移る現状があります。

　本来であれば、普通学級で学べる子達が学べていない状況です。

　インクルーシブ教育以前に、まずは、そこからだと自閉症協会では思っています。

　先程、知的障害のある子どもであれば、コミュニケーションについて何とかなるのではないか、との御意見がありましたが、やはり知的障害があると理解が難しいので、そこにはまた別の配慮が必要になってきますし、一緒にいただけでは理解は進まないと思います。

　子ども達の関わりの中で、親しくなって学べる部分は、もちろんあると思いますが、そのためには、先生方や学校全体の正しい関わりができる環境を整えていくことも、お互いを理解し合えるには必要だと思うので、まずは環境調整をしていかなければいけないと思っています。

（神本委員）  
　下重委員は、県立、市町村の教育担当課に隔たりがあると感じて、義務教育指導課等を是非、このワーキングＣチームの場に出席していただきたいと御意見を出されたのだと思います。  
　私は今、県の自立支援協議会医療的ケア児部会の委員もさせていただいておりますが、医療的ケア児でも、普通の小学校を望みたいという御家庭もありますが、問題はそこにあります。  
　例えば身体障害のあるお子さんであっても、教育現場の方では対応に係るガイドラインが作られていません。ガイドラインが無いために、医療的ケアを受けなければいけない子ども達が普通学級で教育を受けられません。

　校外学習等何かありますと親御さんが登場します。例えばインスリンを打たなければいけないとなると親御さんが同伴しなければなりません。  
　手放しで現場に預けられないという状況が実際の教育現場です。

　市町村によっては、若干の差があるようです。  
　県と市町村は自治体として並列関係にあり、県から市町村に強制する等はできません。

　そのため、市町村が自助努力として、専門人材の配置や環境整備をすることが重要になってくると思います。

　仮に整備が始まったとしても、時間がかかると小学１年生の子が６年生になってしまうこともあり得ます。  
　配置、環境等が整備される機会が、遅くなってしまいますので、大事な教育の機会を逸してしまうといったことが懸念されると思います。  
　私から、医療的ケア児に関する話を申し上げましたが、環境整備をするという意味では、県の考え方と市町村の考え方の違いが大きく影響すると思っておりますので、教育環境の是正について、この障害者施策推進協議会の場だけの議論では難しいと思いました。

　ただ、御意見を仰った委員の皆様が望まれていることは非常に大事なことでありますので、大事な教育機会を逸してしまうことがないように、やはり、この障害者施策推進協議会の中で声を出して、県から市町村への働きかけ、あるいは市町村独自の推奨例を必要な所に届けていただければ、環境整備は新たな取組になると思っております。

（岩崎会長）

　ありがとうございます。埼玉県は市町村の格差があると従来から言われています。もう少し格差をなくすようなことを県の方でいい塩梅にしてもらいたいということですが、教育の問題については、こちらから提案はいくらでも出せますが、同提案は直接的には違う部署に上がっていくので、中身をどうかしていくということの力は私達にはないのかもしれないです。

　ところで、支援籍の取組は今もやり続けてらっしゃるんですよね。埼玉県独自の取組として。

（事務局）

　そうだと思います。

（岩崎会長）

　支援籍という仕組みがあっても、それを動かすマンパワーがないということが、一番進まない理由になっていましたので、支援籍に付いていく先生の問題だけではなくて、残った子ども達を見る先生方の必要性もありますので、そんなに沢山の機会を設けられないということがあったと思いますが、状況は今も変わっていないということですね。残念ながら。  
　多くの方から意見をいただいていますので、インクルーシブ教育が本当の意味で進んでいくためには、こちらの検討も必要だけれども、皆さんも懸念されているとおり、ただ一緒にその場にいればいいということではなく、そこに色々な配慮が整っているという条件があればの話で、かえって子ども達の教育が滞ってしまったりとか、違った障害理解に結びついてしまうような結果になってしまったら、やっている意味がないということもあろうかと思います。

（川津委員）

　国はイングルーシブ教育の方針をはっきり出していると思いますが、県として国の意見を受け止めて、方針を決めてしまうのではなく、障害者団体と話し合いを行い、意見聴取しながら進めるという考え方があるのかどうか、他団体と話し合いが行われているか等はよく分かりません。  
　障害者団体に意見を聞く場を設けて十分に話し合った上で、県としての考え方、市町村にどのように伝えるか、考えていただきたいと思います。

（岩崎会長）  
　今の御意見について、事務局の方で情報等はございますか。

（事務局）

　いただいた御意見は教育局に伝えたいと思います。

　議事録については、ワーキングの議事録も、関係課には共有したいと考えております。  
　申し訳ございません、具体的にどういう形で、県教育局としてインクルーシブ教育を考えているか、といった情報がこちらにありあません。

　県教育局でも計画がありますので、会議体を所管していますが、そこが各団体と話し合って御意見を吸い上げているかどうか把握しておりませんので、確認しておきたいと思います。

（下重委員）  
　当局とは話し合いをしていますが、障害に対する理解がないということで、今、条件整理が出来ていないということではありますが、一緒に居てみないと分からないところがあるということで、この施策推進協議会に対して意見も出しています。

　そういう意味で、義務教育指導課、高校教育指導課といった部署も、施策推進協議会に参加して聞いてもらいたいということもあります。

　障害者施策推進協議会として、どうやったら理解が深まっていくか考えていただけるといいと思います。

　また、最近は、普通の学校に行けるだろうと思われるのに、特別支援学校に行く生徒さんが多いと思います。小さい時から、特別支援学校に行かされて、障害者は社会経験がないです。

　卒業後は、障害者就労継続支援事業所Ａ型、Ｂ型に集まってしまい、結局は生きていくには福祉の方に行かされる。私は当事者として出来れば働きたかったと思います。

（岩崎会長）

　おっしゃることはとても良く分かります。今、特別支援学校を選択する方が増えていて、1回そういう障害の方達の中で教育を受けて、そのまま、福祉サービスの方に繋がってしまう方が多くなってしまうのではないかということを心配したわけですよね。

（下重委員）

　親御さんもそれを望んでいますので、そうであれば、就労継続支援Ｂ型事業所等において、安心して生活ができる必要があります。  
　私は今日、電動車椅子で、電車とバスに乗ってきましたが、バスで寝てしまって、運転手の方に終点だからと起こされて、社会の一員として扱われていると感じました。

（岩崎会長）  
　Ｂチームだったと思いますが、働くとなった時に、今手当が少しずつ用意されるようになってきていますが、市町村格差がありますので、中々思うようになっていない気がしますよね。  
　生活介護等にしても送迎があって、親御さんたちは近くにお迎えに来てくれて、帰りも送り届けてくれて。  
　結局、生活をするとなると、配慮があるから特別支援学校という選択になりがちというところも課題なのではないかということも仰りたいということですね。

（亀岡委員）  
　両親が働いているという方が増えたから、特別支援学校がバスで迎えに来てくれて、学校が終わって、バスに乗って放課後デイに行くと、長い時間、フルタイムで働けるという状況もありますよね。

　また、特別支援学校の小学部に入学してくる人数がびっくりするほど増えていて、私たちが小学生の頃等は一学年に5、 6人ぐらいだったのが、今は何十人と入学されています。

　御家庭や、社会が変わってきているというのもあると思います。  
　特別支援学校でも社会経験が出来るような、学校の中だけでない取組があると良いと思いますし、本当は家庭がきちんと学校と協力してやっていかなければいけないと親の会としては思っていますが、今の親御さんはお子さんに関わることが少なくなっているのが心配です。

（岩崎会長）  
　昔から活動されている御家族の会の皆さんは、今の御意見をずっとおっしゃっていますよね。

　きちんと子供に向き合う時間が減っているのではないか、という御指摘もありますが、１億総活躍の時代を迎えて、女性の社会進出が進むと、やはり、そういうことに結果としてなってしまうということがあります。

　経済的に、働かないと生活していけないという前提もありますよね。だから誰も責めるわけにはいかない部分もありますが、医療的ケアが必要な子ども達は増えている。医療の進歩によって増えているので、その点は分かります。

　良く分からないのは、発達障害のある子ども達は昔から多分いらっしゃったと思いますが、医療的ケア児以外の子ども達について、早期発見ということがあって特別支援学校のニーズが増えている理由が何なのか。

　きちんと教育をしていくというニーズなのか、それとも一般学校に行くと、親がしょっちゅうサポートしなければいけない、密に学校と連携しないと普通学級で勉強をするのが難しいという理由があって、それだったら特別支援学校の方が理解があるから、そちらに行った方が安心という気持ちの方が強いんですかね。

（亀岡委員）

　それもありますよね。

（神本委員）

　両面あると思います。子どもの状態を知っている親御さん自身が、豊かな環境の中で教育したいという点で、特別支援学校の利点もあると思います。  
　一方で親御さんが働いていることで、子供に不自由な思いをさせて、迎えに行かなきゃいけない等ということがあることを踏まえると、やはり少し穏やかで、整備がされているような環境で子供を教育するという考えがあるのではないかと思います。

　ただ、昔から言われているように早期療育という点では、それは本当に素晴らしいことだと思うのですが、そういう環境が全て整っていたかというと整っていなかったので、改めて数字的に療育が必要なお子さん達というのは、見た目にも増えているように感じるのだと思います。  
　ただ、少子化で子どもの数が減っている中で、特別支援学校に入学するお子さんたちが増えているという点から、専門的な支援を求めて入学するという側面もあると思います。

（岩崎会長）  
　両面あるけれども、どちらかと言うと、きちんとその子に合った教育を丁寧にしてくれると考えている親御さんが多いと考えた方がいいということですかね。

　難しいですよね。お母さんたちが働くということに関して、いや、働かないで子供を見たほうがいいんじゃないかとか、そんなことを言う時代ではなくなってますからね。

（神本委員）

　女性が社会に進出するということになって、経済的な支援を良しとする状況が沢山ある中で、やはり親御さんの担い手というのは非常に大事ですからね。働き手として。

（岩崎会長）

　色々な複雑な事象があって、そうなっているということですね。

　時代に逆行しているというか、私が子育てをしている頃は逆に特別支援学校ではなくて、普通学級に、という流れが強くて。進級先を判断されるときに、特別支援学校に無理やり振り分けられたということがありましたが、今はもうない。

　よろしく進行していないという意味では逆行していると評価する方もいらっしゃると思います。

（神本委員）  
　下重委員がおっしゃるのは、特別支援学校や、障害福祉サービスという枠の中だけで生きていくということの広がりの無さというのでしょうか、色々な経験をしたかったけど出来なかった、色々な価値観や違いを含めて社会の中で育ち生活したかったとの思いを含めてのお話ですよね。

（下重委員）  
　昔は養護学校でした。勉強も高校生の時に、小学校の勉強をしていました。もっと勉強したかったと思います。

（岩崎会長）

　教科教育という点では、特別支援学校は難しい点があったということですかね。  
　その話を聞いて、子どもの貧困の問題でよく言われるのが経験の格差、貧しい子どもさんたちが豊かな子どもさんたちと比べて色々な経験をする機会に乏しいということが問題になっています。  
　今の話を聞くと、結局、障害のあるお子さんたちと障害のないお子さんたちの経験の格差を埋めるような、そういうことをやってほしいということですよね。  
　福祉サービスの籠の中に閉じ込めるようなイメージがありますよね。  
　ただ、むやみやたらにでもインクルーシブ教育が進んだ方がいいとも言えないですからね。

（下重委員）  
　普通学級の条件整理ができていないこともありますが、学校自体が昔より不安が多いということがありますね。小学校の普通学級で、できる、できない等が前よりも言われるようになったり、いじめがあったり等の不安です。  
　先生たちも忙しくて、人員も不足していて、普通学級自体が、前よりも子供が過ごしにくくなっている。  
　そうすると不安なので、支援学校や支援学級の方がいいとなっていると思います。

　一方で、卒業してから、働く場が、特例子会社による農園等に分けられています。

　分けられた教育から分けられた職場に行く。地域でも分けられている。  
　私は団地で１人暮らしをしていますが、地域で暮らしていると、グループホーム等の障害者が集まるところで暮らしていくしかないような地域もある。

　学校、働く場、暮らす場が分けられている深刻な状況がありますので、普通学校を何とかしていかないといけないと思っています。

（神本委員）  
　社会構造の中で、選択できるような条件がないということですよね。

　例えばヘルパーを使って一人暮らしをしたいとなった場合に、ケアマネのような相談支援専門員が間に入って、あなたのヘルパー支給量はいくつです、と算定しますが、中々１人で暮らしていくための市町村における十分な人材配置がない現状があります。

　１人で暮らしたいと思っていても、そのような状況があることも踏まえると、障害がある方々が、障害のない人達と同じような自由な生活が出来る環境にはなっていないということですね。

（下重委員）  
　私の関わっている所でもグループホームは３か所あるのですが、中には、他人と暮らすことが嫌な人もいて、１人で暮らしたいけど、難しかったり、ヘルパーをされなかったりして、我慢している人もいると思います。

（岩崎会長）  
　選べるということは、権利として重要なことですが、今は保障されていない状況にあるということですよね。

　前回、療育に代わる事業があるのはいいけど、質的に、職員の方の配置であるとか、内容が追いついてないといった話もありましたね。

（亀岡委員）  
　親が子供に関わる時間が少なくなっているからこそ、今使っているサービスを、親が子どもを理解できるような支援に変えていかなくてはいけないと思います。

　関わる時間が少ないからこそですね。

（岩崎会長）

　中々にハードルの高い話ですね。

　親を巻き込む力が、現場の職員等にあるのか、ということですね。  
　無事に過ごせればいいという考え方に、どうしても忙しいとなってしまいますからね。

　無事にしていたら1日が終わるという感覚にどうしても余裕がないとなってしまいます。皆が余裕がない中でやってますからね。  
　質の高いサービスは提供しないといけないですけどね。

（事務局）

　冒頭申し上げ忘れてしまいましたが、本日、令和７年度ワーキングチーム第３回ということで、最終回となります。

　来年度、計画策定に向けて、今年度のワーキング意見をまとめる方向に進めていただければ有難いと思います。  
　最終的には重点課題として、皆様からいただいた御意見を整理させていただき、改めて皆様に見ていただきたいと思います。

　来年度の第1回施策推進協議会に、ワーキングＣチームとしての重点課題としてよいか皆様にお諮りします。

　本日までの重要そうな御意見に関して、似たような御意見があった場合は、県において統合作業もいたします。

　そのため、本日は御意見の抜け漏れがないようにしていただければと思います。  
　他チームの意見の中で、Ｃチーム所管の意見もありますので、Ｃチーム部分にまとめさせていただきますが、その際、計画の体系に沿って整理させていただきます。

　重点課題としてまとめたものを元に６月～７月にかけて新しい計画に具体的にどのように落とし込めるか、といった調整を庁内関係課に照会します。  
　本日お願いしたいこと、今後の流れは以上となります。

（岩崎会長）

　災害に関することはかなり御意見が出ていると思います。  
　これは重点的な課題として取り上げるべきといった御意見をもっといただいておいた方がいいですかね。

（事務局）

　本日いただいた御意見をまとめるのは時間的に難しいと思いますので、改めてまとめて御確認いただきます。

（岩崎会長）

　おおぞら号等かなりの意見が出ましたからね。

（事務局）  
　そうですね。そのため、本来、皆様にワーキングで話し合っていただく内容について時間が足りていないということは、十分承知しておりますので、事務局で取りまとめし、改めて御確認いただき、やはり、この点も入れておいてほしいといった御意見をいただく時間は取りたいと思っています。  
　集まって意見交換していただく機会が、ワーキングとしては本日が最後になるので、気になることがあれば、この場で御発言をお願いしたいと思います。

（下重委員）

　先日のワーキングＡチームで災害時の話が出て、各市町村にヘルプカードがあると聞きました。

　市町村によっては、あるところとないところがあるとのことです。

（事務局）

　ワーキングＡチームで話題になったのが、計画に掲載されている施策でいうと340番になります。

　災害時に配慮していただきたいことを事前に記入しておいて、身につけておいていただくことで、被災時に動揺してしまって自分のことが説明しづらいという特性を持っていらっしゃる方だったり、発語が難しい方、聴覚障害の方等が避難所等で支援をしてくれる方たちに対し、スムーズに情報伝達が出来るということで、ヘルプカードの話題になりました。

　計画の施策には載せていますが、市町村によってホームページで掲載する、しないがまちまちだということが、前回のワーキングＡチームの中で分かりました。

（岩崎会長）  
　このような制度を促進してくれるように市町村に働きかけていただくしかないということですか。

（事務局）

　お見込のとおりです。意外と知られていない実態があります。

（林委員）

　カードの話題が出たのと、当事者の方から、機会があれば行政に情報共有いただきたいとのことがありましたのでお話させていただきます。

　県内では紙で交付されている障害者手帳ですが、大分県ではカードで交付されていて、本当に便利だそうです。  
　カードにデータが入る状況になれば、電子化の時代なので、一括管理ができるのではないかと思います。結局、データが必要だという発想ですので、紙よりは電子カードの形式で用意されると良いと思います

　大分県の障害者手帳に関する情報を読むと、平成31年4月に、身体障害者福祉法の改正によって、希望する自治体ではカード発行していいということになっているようです。

　当事者の意見が政策に反映されていくのはとても重要なことなので、もしよろしければ、精神障害者手帳にしろ、療育手帳にしろ、カード発行していくべきと思います。

　今後、電子データを紐づけする発展の可能性を残していくことは、希望があると思います。

（岩崎会長）

　若い方は、みんなスマホに手帳を入れて使っていますよね。

（神本委員）

　例えば、マイナカードのような形式で何かデータが紐付けされているというよりは、ヘルプカードが、障害者手帳等と一緒になっていると、さらに便利に使えるのではないかと思っています  
　いい意味で、個人情報が外に出ず、必要な時に使えるであれば、それはそれで非常に重要なことだと思いますし、啓発して使えるような状況を作れればいいのでしょうが、逆に言うと、その使い方によっては個人情報が外部に流出してしまう等か難しさがあるのかもしれないですね。

　ただ、医療的ケア児の話をさせていただくと、個別支援計画という、医療的ケア児を災害時に避難させるための計画がありますが、ヘルプカードのようなものを支援計画の中に盛り込みます。例えば、お薬の服用状況、緊急時の保管場所、発電機の要否等についてです。  
　それがないと他人が支援、救援することが難しいです。

　例えば、それがレスキュー隊の方であっても難しいですから、確かにそれは医療的ケア児のいる家庭に特化している内容かもしれませんが、一方、災害時はどういった方でも被災者になり得ます。

　特に障害のある方達は、言語化できるとか、助けてと大声を上げられる等、機敏に動ける等ではなかったりすると、やはり、ヘルプカードが有効になるかもしれません。そういった特化した使い方ができると良いと思いました。

（岩崎会長）  
　ヘルプカードについては、前の計画もやっていくと書いてあるけど、促進されていないということですね。

（事務局）

　一応お話をさせていただいています。

　後は、市町村の御判断にはなってしまいます。  
　少し補足させていただくと、今、埼玉県では紙の障害者手帳手帳がそれぞれ発行されていて、カード化してほしいという要望は各障害者団体からいただいてはいます。

　今のところカード化することは難しい状況であります  
　大分県の場合はカード化されていますけれども、それが電算化されデータと繁がっているわけではありません。

　もう１点お伝えすると、マイナンバーカードとの紐付けに関しては、障害者手帳、健康保険証、おくすり手帳等とも紐付けが出来ます。

　マイナンバーカードをかざせば、ある程度の情報はそこで読み込めることになります。

　今は運転免許証も紐付けされるようになっています。

　一方、災害を担当している側からすると、災害時に電子機器が各避難所に置けるのか、という問題がありますので、そういった意味ではアナログではありますが、個々人で支援してほしい状況をヘルプカードに記載して所持いただくことが、やはり、適当であるとの意見もあります。

　もう１点、医療的ケア児が個別支援計画を策定するということですが、それは医療的ケア児に限ったことではなく、本来は要支援者の方たちが個別支援計画を事前に策定しておいていただいて市町村役場に届けておいていただく。

　そうすれば災害時には同支援計画を支援者側に開示できることになっていますので、適切な支援が受けられるということになっていますが、それも進捗が悪いです。

　特に医療的ケアが必要な方たちについては、最近浸透してきているので、積極的に作っていただいています。特に電源の確保や機器が必要ということがありますので、県もその点は進めています。

　医療的ケア児については、個別支援計画が必要な方たちには浸透してきていて、事前に作っていただいている現状があります。  
　本当は可能な限り皆様に作っておいていただきたいのですが、中々そこまでは進んでいません。

　各市町村も作らなければいけないことを認識していますが、当事者の方たちの申請に基づかなければならなかったり、支援する人材の確保が追いつかないといったこともあり、進捗が悪い状況です。

（岩崎会長）  
　他に、このことは重点的に伝えたいといった御意見はございますでしょうか。

（亀岡委員）

　情報保障について、聴覚障害・視覚障害について書いてありますが、発達障害の人も、例えば、言葉だけでは分からないといったことがあるので、個別にイラストや文字を使って、情報をいただきたいということがあります。

　計画の中の一般的な情報保障の施策には、前回、掲載していただいていたと思います。

　障害別の記載のところにはまだ入っていませんので、追記いただきたいと思います。

（岩崎会長）  
　全ての障害に関して、網羅出来ればいいということですよね。特定の障害の方に向けたものではなくて。

（川津委員）  
　従来の計画の中の施策番号342番について、以前も意見を出したと思いますが、改めて言いますと、次期計画では、可能であれば、この文章を修正していただきたいと思っています。

　まず、避難所への手話通訳者と手話奉仕員等の派遣という文言があると思います。

　以前から申し上げていますが、私達からすると手話通訳者と手話奉仕員は別物です。  
　例えば、避難所生活等で、何か困ったことがあった時に手話ができる程度の、講習を受けたという人に少し手助けをしてほしいレベルのものが手話奉仕員です。

　例えば、避難所において今お昼を配っていると教えてもらうレベルの話です。手話でコミュニケーションしながら、お互いに共助ができるような状況にはしてほしいといった時です。

　一方、例えば罹災証明を取るといったことを相談するような場では、こういった手話奉仕員ではどうしても細かいところが通じません。  
　東日本大震災や、能登半島地震の際に話を聞いたのですが、奉仕員レベルではどうしてもできないので、きちんとした公的派遣を利用した通訳者という形で情報保障をしてほしい、公的派遣の手話通訳者をきちんと避難所に設置してほしいということで、今の書き方ですと、曖昧になっているので、手話通訳者と奉仕員をきちんと書き分けていただきたいです。　  
　手話通訳者の数は本当に足りないので、国としては、例えば、埼玉県で地震が起きた場合には、通訳者は中々派遣できないから、広域派遣はどうか？というようなことを全日本ろうあ連盟でも災害救援本部を立ち上げて、そちらから他県と連絡を取り合って調整して、他県での公的登録通訳者を全国に呼びかけて派遣するということもやっておりますし、災害ボランティアの中で手話が少し出来る人は、それぞれに分けて募集・派遣する状況になっていますので、もしかしたら、このような議論は他の障害でもあるのかもしれませんが、この点は丁寧に仕上げていただきたいと思います。

（岩崎会長）  
　何もかも一緒に書かないということですね。

　日常的なコミュニケーションを手伝ってくれるのは、奉仕員レベルで大丈夫ということと、もっと込み入った公的書類を提出するような場面では手話通訳者である必要があるということですね。

（神本委員）

　今の話に関連して、計画134ページにある４の手話通訳の普及についてという項目に、令和５年、手話施策環境整備推進親懇話会からの意見提出予定と記載がありますが、具体的に言うとどういうことなのでしょうか。

　手話通訳をする方が育成されて、埼玉県内の必要なところ、あるいはその対象となっている要支援者の生活圏の中に配置されていくという願いから生まれた意見なのでしょうか。

# どのような意見が出される予定だったのか御教示いただきたいです。

# （事務局）

# 計画には直接掲載していません。 　141ページ最下部に、埼玉県手話環境整備施策推進懇話会からの意見聴取と記載していますが、懇話会から意見を出してもらって、施策推進協議会あてに提言書の形でまとめたものをいただいております。それが今御質問のあった計画134ページの４部分に書かれているものです。

# 懇話会からの意見本文は計画の中に掲載されていません。

# （岩崎会長）

# 現行計画には反映されていないのでしょうか。

# （事務局）

# いえ、反映されています。

# （川津委員）

# 現行計画ですが、令和６年３月に発行されていますよね。 　手話環境整備施策推進懇話会は３月の終わりに会議があるのですが、そちらで意見聴取が出来なかったので、代わりに言ってくださいという形になっています。

# ３月では間に合わない状況があって、このようになっています。

# （事務局）

# 令和５年９月付けで懇話会から施策推進協議会あてに提出されたものを確認しています。 　その中に手話を使いやすい環境整備という内容があって、手話通訳者の確保育成に努めるとともに、市町村に対する情報の提供、助言その他の必要な支援を行い市町村その他関係機関および関係団体との連携協力を図る。また、ろう者が社会生活を営む上で手話による情報取得ができるよう、必要な支援に取り組むなど手話を使いやすい環境の整備を進める、という意見を懇話会からいただいています。

# 第６期計画の、具体的にこの部分を修正してください、という意見が記載されております。 　今、川津委員がおっしゃったように、３月に改めて追加意見が提出されている可能性はあります。

# 次期第８期計画に向けては、それが懇話会で引き継がれていれば、懇話会から施策推進協議会あてに意見という形で出てくると思います。 　いずれにしても、手話懇話会も当課でやっております。懇話会の中で、施策推進協議会に対して意見を出すための取りまとめは、来年度に向けてやっております。

# 反映はされていますが、134ページの文言が何を指しているのかは即答できず申し訳ありません。

# （岩崎会長）

# それ以降、反映するものがあれば改めて反映するということですね。

# （事務局）

# 最終的に、障害者支援計画に間に合うタイミングで御意見をいただくことになっています。

# （神本委員）

# 県がこうやって施策推進協議会等で、計画等に意見を反映していただいたりしていますが、それがより具体的に、それぞれがお住まいになっている市町村に降りていくときに、インパクトが薄れてしまっている気がします。

# 県も頑張ってくれているけど、市町村に中々それがすっきりした形で伝わらず、施策等に盛り込まれていない状況があります。

# 具体的になっていくのも非常に時間がかかるし、市町村が思ったように動いてくれていないと感じます。予算的な背景があるのかもしれない。自治体特有の環境要因もあるのかもしれません。

# 当然、障害者施策推進協議会委員の皆様も、自分が住んでいるところに向けて、色々発信してらっしゃると思いますが、こうやって県が頑張っているにも関わらず、私達も色々と意見を出しているにも関わらず、市町村に対し、非常にまどろこしさを感じます。

# 県と市町村が主従関係にあるわけではないのですが、このような状況だと県から指摘されてしまうから頑張るぞ、といった仕組みがありませんよね。

# だから、県が頑張れば頑張るほど、私達も意見を言えば言うほど、市町村とのギャップが出来てしまうことが、非常に情けないと思います。 　障害者団体や、障害のあるお子さんをお持ちの親御さんといった環境にある方たちが、自分が住んでいる市町村の中で声を出さざるを得ないと思っています。 　このような状況は、何とかならないのでしょうか。

# （岩崎会長）

# この領域だけの問題ではないですよね。

# （下重委員） 　ワーキングＢチームで、グループホームに対して、きちんとサービス提供が出来ているか、利用者の意思を反映できているか等アンケートを取らなければならないと話し合いをしています。そういったことが大切だと思います。

# （岩崎会長） 　グループホームの問題は、すごく大きな問題になってしまいますよね。

# 給食費を上乗せして、沢山の利益を得ていた話があって、話題になりましたよね。

# （事務局）

# 今お話のあった件については、埼玉県内にも同法人の事業所がありました。この件に関し、同事例がないか全県調査をしております。 　個別の話についてはお話は出来ませんが、同法人が、別法人に事業承継したので、別法人が運営する形でグループホーム自体は残っています。

# （岩崎会長） 　沢山、系列のグループホームがあったということですね。

# 全部の事業を別会社に譲渡されたということですか。

# （事務局）

# はい。そのような改善命令が国から出ましたので。

# （林委員）

# ２，３日前に、市町村の方と要望を伝えるため、１時間ぐらい話す機会を持ちました。

# やはり、住んでいる地域にいる方、同地域に障害者団体があれば団体と市町村が一緒に考えていくという姿を見せていかないといけないと思います。

# 私も、施策推進協議会に参加していて話し合われる内容と、現場のギャップが物凄くあると感じています。 　実際に市の立場からすると、障害分野の所管課が細分化されてしまって、それぞれがバタバタしていて、横の連携が中々出来ないとのお話がありました。

# そうすると、色々な面での継続性に影響が出たり、歪みが現れていて、せっかく予算等を措置しても、少しの言葉の解釈の違いでズレが生じる面があるとのお話を市町村がされていました。

# そのため、出来れば視点を変えて、市町村格差があることが社会に伝わらないといけないと思うし、人材不足に関しても高齢化社会の到来は避けられないし、人口減少も避けられない時代に突入しているので、訴える側も視点を変えて、現在の時代を受け入れないと、細かいことを指摘しても人がいなかったり、市町村格差はお金の問題なので、どうすることもできないということを、まずは受け入れないと具体化されていかないのではないかと思っています。

# 先日、市町村と会議をして、そのような印象を受けましたので御報告したいと思います。

# （岩崎会長） 　各市町村に協議会も一応ありますよね。形骸化しているところもありますけど。 　格差はあるものという前提に立って、ということですか。

# （林委員）

# 本当はそれではいけないと思いますが、人は増えないし、どんなに人を育ててください、人を配置してくださいと言っても、実行してもらえないので。

# 具体化して良くしていくには、人材等がいないうえで、どうしていくかという視点を持つことが大事かもしれないと最近、思うようになりました。

# （岩崎会長） 　今ある現状の中で何が出来るのか、そのように考えないと、いつまでもギャップが埋まらないということですかね。

# 難しいですね。お金と人がないですからね。

# 学校の先生も職業として人気がないらしいですよね。

# （事務局）

# 今は公務員全体が人気がありません。

# （亀岡委員）

# 医療についてです。診察を受ける、手術等の際もそうですが、ぜひ、こういう順番でやりますよ、という手順書を用意いただきたいです。

# どこに行っても手順書が用意されている状況になれば、それが本当の合理的配慮だと思います。 　何をされるか分からず、怖くて検査できず、結局病院で治療を受けられなくなってしまいますので、治療をこの順番でやりますという手順書を、病院等で作っていただきたいと思います。

# 中々専門的なことなので、親が作ろうと思っても、内容が分からないですから、病院で作っていただけると有難いです。

# 本当に標準になってほしいと思います。

# 障害がある人だけではなくて、日本に住んでいる外国人の方も多いですから、目に見て分かるものは、皆で使えるものだと思います。

# もう１つ、発達障害の懸念のある子が病院に行くと、本当に小さな子、例えば３歳児等にも服薬を勧める医師がいます。

# 薬ではなく、まずは落ち着いて生活できるための環境調整が一番大事であることを分かっていらっしゃらない医療関係者もいます。 　薬を使って、また困ったことがあると相談すると、更に薬が増える。

# そうすると、薬の副作用なのか、その子自身の問題なのか、分からなくなってしまうようなことが起きています。そのように自閉症協会の会員の方から話を聞いたことがありました。

# 専門医のいる病院に行って、そういうことになってしまっているので、ぜひ理解促進をお願いしたいと思います。

# （岩崎会長）

# 今の御意見は、計画で言うと、安心安全な環境をつくる、のどこに当たりますか。

# （事務局） 　２　保健・医療サービスの充実（３）保健・医療体制の充実というところに施策として設ける等が考えられます。

# （林委員）

# 亀岡委員にお伺いしますが、ガイドラインは発達障害の分野では存在しないのでしょうか。

# 例えば統合失調症であれば、統合失調症薬物治療ガイドラインというものが作成されていて、それに基づいて単剤にしていきましょうと活動をしています。

# 精神障害に関しては、誰でも見ることが出来て、親御さんが読んでも分かりやすく、当事者の方が問診票を持っていけば病院で分かるというものが、今推奨し始められたのですが、発達障害の学会においては、そういったガイドラインはないのでしょうか。

# （亀岡委員） 　そこまでは分からないです。

# （林委員）

# 精神障害分野のガイドライン作成作業に参加している方がいらっしゃるので、そういった方に発達障害の分野でも、親御さんでも分かりやすい、ドクターもそれを見ながら診察するようなガイドライン作成を望んでいるという御意見を出してくださいとお伝えすることはできると思います。

# （岩崎会長） 　計画に御意見を入れていただく場所を見繕っていただければと思います。

# 知的障害の方、発達障害の方、精神障害の方、最近は強度行動障害についても、分野分野で専門化が進み縦割りが促進されてしまった面がありますが、障害のある方たちへの合理的配慮の一環として、ぜひ、やっていただくということをお願いします。

# （川津委員） 　防災関係についてですが、いつ地震等の災害が起きるか分かりませんので、自治会等組織の活動の中で勉強をする等の取組が計画上に記載されているのはいいのですが、県民に対して共生社会の実現ということが、まだまだ理解が進んでいないと思います。 　色々な障害があるということを共生社会の実現ということで、啓発できることが大事だと思います。

# （岩崎会長） 　障害のある方達に対する共生社会を目指した啓発という点は、どこに入るのでしょうか。

# （事務局）

# Ⅰ　理解を深め、権利を護るの部分となります。ワーキングＡチームの分野になります。 　同チームの中で話題には出ています。

# （岩崎会長） 　では今回も計画の中に書かれることは間違いないけど、本当に進んでいるのかどうかということですね。 　関係ないですが、自分のことだけで精一杯という人も、この世知辛い世の中になって、増えてきているような気がしますよね。 　特に若い方を見ていると、人のことにあまり関心がない。残念なことですが、私が学生を見ていても、そういった印象を強く持っています。 　防災や災害に関しては、お陰様で多くの意見が出ていますので、事務局でまとめていただければと思います。

# （事務局）

# １回目、２回目のワーキングでいただいている御意見は最終的には防災の括りで、きちんと書き出しをします。 　施策として、今ある施策を少し書き直せばいいものと、川津委員が仰った障害種別ごとに細分化して書くべきとの御意見の場合は、新たに１つ施策として追加して記載を設けるべきかどうかといった判断がありますので、防災以外のことも含めて、どの施策をどうするかということを検討するため、いただいた御意見をテーマごとに現行計画の体系に沿った形で整理して、また皆さんにお示しさせていただければと思います。 　最終的に提言として文章にする際に、改めて提言向けの言葉でまとめたいと思います。

# （岩崎会長）

# ワーキングＣチームの領域ではないのですが、医療的ケア児の事に関しても対応していかなければならない、という議論があったと思います。その点は、現時点でも少しは含まれていると思いますが、県の大きな方針の中に含められますか。

# （事務局） 　医療的ケアの関係は障害者支援課が担当しています。

# 埼玉県では児だけでなく、者についても取り組むこととなっています。

# （岩崎会長）

# 施策の中等で、児だけの記載のところは者も入れていただければと思います。

# （事務局）

# 対応します。

# （岩崎会長）

# また出していただいたまとめの文章等は、次年度、ワーキングチーム等で検討するのでしょうか。

# （事務局）

# 一旦まとめたものを年度内にお配りして、加除修正、抜け漏れがないか等伺わせていただきます。メール等でお送りさせていただければと思います。

# 第１回から第３回までのワーキングチームでいただいた御意見が別々の資料になっているので、それをテーマごとにまとめて、体系順に整理します。

# ざっくばらんに出たままの御意見としてではなく、新たに盛り込んだ方がいいこと、既存の表現を見直した方がいいこと等に整理したものを皆さんにお配りいたします。

# それを御覧になっていただいて、もっと補強すべき、抜けがあるので記載してほしいといった御意見をいただく時間を年度内に作りたいと思います。

# 来年度、第１回障害者施策推進協議会の時点では、整理したものが出せるようにしたいと考えています。

# （岩崎会長）

# 第１回施策推進協議会では、各チームから整理されたものが出てくるということですね。

# では、事務局から今後のスケジュールについて、改めて御説明をお願いします。

# （事務局）

# ～　参考資料５を用いて計画策定年度スケジュールを説明　～

# （神本委員）

# 質問です。７月に市町村説明会と記載されています。

# 内容と、県、市町村の立ち位置はどのようなものになるのでしょうか。

# （事務局）

# 市町村の方でも障害者基本計画等を作成しなければいけませんので、県から流す色々な情報共有の場になるということと、何か疑問点等あれば県に聞いていただいて、国との調整を行う等の会議となります。

# 県の障害者支援計画は、障害者計画と障害福祉計画と障害児福祉計画の３計画をまとめたものになります。

# 特に障害福祉計画は、総合支援法による障害福祉サービス等の地域での見込量等、市町村が考えている計画を吸い上げて、県の計画に反映させるので、それを行うためのスケジュール感等といった考え方や、今後示される国の考え方を共有する場になります。

# また、県の基本方針をお伝えすることで、市町村が県と明らかに方向性の異なる計画を作らないように意識共有することも考えています。

# その際、県の考え方という60ページほどの資料を作って配布する予定です。

# 先程も御意見の中で、県がこれだけやっているのに、市町村と温度差があるとの話をいただきましたが、一応、県としても市町村となるべく温度差が生じないように必要事項を伝えるということをやります。

# （神本委員）

# 障害福祉サービスの見込量との関係については、市町村の努力義務だけれども、予算との整合性を取っていく作業になるということですね。

# （事務局）

# 現時点では、そのような形になると思います、としか言う事が出来ません。

# （神本委員）

# ありがとうございます。

# （田島委員）

# 来年度の会議日程については、出来るだけ早く教えていただければと思います

# （事務局） 　日程は固まり次第お送りします。

# （岩崎会長）

# それでは、今年度ワーキングチームに関しては終了となります。後程、意見をまとめた資料をお送りいただいて、それに関してまた御意見を返していただくということですね。

# 引き続きよろしくお願いします。